

介護給付費負担金事業

1 趣 旨

介護保険法第123条第1項の規定により、政令で定めるところにより、県は市町村に対し、介護給付費及び予防給付に要する費用のうち、施設等給付費は100分の17.5に相当する額を、居宅給付費については100分の12.5に相当する額を負担する。

2 事業の概要

(1) 県負担額算定のルール

- ・介護保険制度では、介護給付及び予防給付に要する費用の50%は公費負担で、残りの50%が被保険者の保険料負担となる。
- ・公費負担の内訳は、国が25%（施設等分は20%）、都道府県が12.5%（施設等分は17.5%）、市町村が12.5%となっている。
- ・被保険者の保険料負担の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）が21%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が29%となっている。

(2) 介護給付費の県負担基本額の推計（平成25年度）・・・72,155,568,859円

3 平成25年度予算額

10,581,777千円

（担当課 高齢者福祉課）

島根県介護保険財政安定化基金事業

1 趣 旨

給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納による財政赤字について、県に設置する「介護保険財政安定化基金」から、資金の交付又は貸付を行い、介護保険財政の安定化に資する。

2 事業の概要

(1) 貸付

計画期間（3年間）に、保険料収納率低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる保険者に対して毎年度行う。

(2) 交付

計画期間を通じて保険料収納不足かつ財政不足により、財政收支が不均衡となった保険者に対して3年度目に行う。

(3) 財源

市町村、県及び国が同額を拠出、負担し、基金財源とする。

3 平成25年度予算額

15,640千円

（担当課 高齢者福祉課）